

## 鹿屋体育大学寄附金取扱細則

〔平成16年4月1日〕  
細則第12号

改正 平成17年3月18日  
細則第2号  
平成20年9月29日  
細則第15号  
平成21年11月5日  
細則第9号  
平成28年3月31日  
細則第10号  
平成31年4月19日  
細則第8号  
令和3年3月2日  
細則第3号  
令和3年3月25日  
細則第8号

### (趣旨)

第1条 国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における寄附金の受入れについては、国立大学法人鹿屋体育大会計規則（平成16年規則第37号）その他別に定めのあるもののほか、この細則の定めるところによる。

### (受入の申請)

第2条 学長は、寄附金の申込者（以下「寄附者」という）から寄附申込みがあったときは、寄附申込書（別紙様式第1号）を受領するものとする。

### (受入の制限)

第3条 寄附金等の受入れに際して、次の各号のいずれかに掲げる条件が付されているものについては、受け入れることができない。

- (1) 寄附金等を受け入れることによって財政負担（既定の経費で賄えるものを除く。）が生じるもの
- (2) 寄附金等により取得した資産を寄附者に無償で譲与することとされているもの
- (3) 寄附金等による研究の結果、特許権又はこれに準ずる権利が生じた場合、これを寄附者に無償で使用させ、又は譲与することとされているもの
- (4) 寄附金等の使用について、寄附者による会計監査が義務づけられているもの
- (5) 寄附金等を受け入れた後、寄附者が自己の意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができるもの
- (6) その他学長が本学の教育研究上支障があると認めるもの

### (受入の決定及び通知)

第4条 学長は、第2条の規定による申込みがあった場合には、その寄附目的及び寄附条件が適当であるかを審査し、本学の事務・事業に支障がないと認められるものについて受入れを決定するものとする。

2 学長は、前項に規定する受入れを決定した場合には、その旨を寄附者に通知（別紙様式第2号）し、寄附金決定通知書（別紙様式第3号）により出納命令役に受入通知を行うものとする。

(礼状の送付)

第5条 学長は、寄附金が納付されたときは寄附者に礼状を送付するものとする。

(使途の特定)

第6条 寄附金は、寄附者の指定した目的以外の使途に使用してはならない。

2 学長は、前項に規定する寄附者の指定した目的が明らかでない場合には、寄附金の使用に関する計画を定めなければならない。

(寄附金の取扱い)

第7条 職員等が職務上の教育研究に対する寄附を受けた場合については、当該教員等は、改めて本学に寄附しなければならない。

(現物寄附)

第8条 寄附物品は、第4条第1項の規定に準じて取り扱う。

2 学長は、前項に規定する寄附物品の受入れを決定したときは、物品寄附受入決定通知書(別紙様式第4号)により物品管理役に通知しなければならない。

3 物品管理役は、前項に規定する受入物品の価格が明らかでない場合には、受入価格を調査し決定しなければならない。

4 物品管理役は、前各項に規定する手続きが完了したときは、供用の開始手続きを行わなければならない。

5 学長は、前項に規定する供用開始後、速やかに寄附者に対して受入れを通知(別紙様式第2号)し、礼状を送付するものとする。ただし、学内者からの寄附については、これを省略することができるものとする。

(寄附金の移し換え)

第9条 他の研究機関等へ転出又は転出をしようとする職員等が、引き続き研究を行うため寄附金の移し換えを希望する場合は、学長へ寄附金移換申請書(別紙様式第5号)により申請しなければならない。

2 学長は、移し換えの内容が適当と認められ、かつ他の研究機関等の長の同意が得られた場合に限りこれを承認し、職員等及び出納命令役へ寄附金移換承認(決定)通知書(別紙様式第6号)により通知する。

(その他)

第10条 本学が受入れた寄附金の一部は、本学の管理的経費に充てるために拠出することができるものとし、その拠出率は5%とする。

2 前項の規定は、以下各号の寄附金には適用しない。

(1) 寄附講座及び寄附研究部門の設立を目的とする寄附金のうち人件費相当分

(2) 学生の奨学支援を目的とする寄附金

(3) 公募型助成金であって、管理的経費の拠出が不可能な奨学寄附金

(4) その他学長が特に必要と認めた寄附金

(特例)

第11条 経理担当役は、寄附が本学の要請等で行われるときは、第2条又は第4条の規定による手続きをとらないことができるものとする。

(雑則)

第12条 この細則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則  
この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平17. 3. 18細則第2号）  
この細則は、平成17年3月18日から施行する。

附 則（平20. 9. 29細則第15号）  
この細則は、平成20年9月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平21. 11. 5細則第23号）  
この細則は、平成21年11月5日から施行する。

附 則（平28. 3. 31細則第10号）  
この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平31. 4. 19細則第8号）  
この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令3. 3. 25細則第8号）  
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

鹿屋体育大学長 様

寄 附 者

住 所

氏 名

下記のとおり寄附します。

記

1. 寄附金額又は物品名
2. 寄附の目的
3. 寄附の条件
4. その他

※注意事項

1. 鹿屋体育大学への寄附について、次のいずれかの条件が付されている寄附金等については、受入れできません。
  - (1) 寄附金等を受入れることにより財政負担（既定の経費で賄えるものを除く。）が生じるもの
  - (2) 寄附金等により取得した資産を寄附者に無償で譲与することとされているもの
  - (3) 寄附金等による研究の結果、特許権又はこれに準ずる権利が生じた場合、これを寄附者に無償で使用させ、又は譲与することとされているもの
  - (4) 寄附金等の使用について、寄附者による会計監査が義務づけられているもの
  - (5) 寄附金等を受入れた後、寄附者が自己の意思により寄附金等の全部又は一部を取消することができるもの
  - (6) その他学長が本学の教育研究上支障があると認めるもの
2. 鹿屋体育大学の教育・研究の助成等を目的とした寄附は、その対価としての研究成果の受渡し等寄附者に何らかの利益供与を行うものではありません。

寄附金受入決定通知書

令和 年 月 日

鹿屋体育大学出納命令役 様

鹿屋体育大学長

令和 年 月 日付けで申込みのあつた下記の寄附金について、受入れを決定したので通知します。

記

寄 附 者 住 所 ・ 氏 名	
寄 附 金 額	
寄 附 の 目 的	
寄 附 の 条 件	
そ の 他	

物品寄附受入決定通知書

令和 年 月 日  
第 号

鹿屋体育大学物品管理役 様

鹿屋体育大学長

令和 年 月 日付けで申込みのあった下記の寄附物品について、受入れを決定したので通知します。

記

1. 寄附物品の内容

品名	規格	数量	単価	価格

2. 寄附の目的

3. 寄附の条件

4. 寄附の予定日

5. その他参考事項

（備考）承認日は、決裁日をもって充てる。

令和 年 月 日

鹿屋体育大学長 様

申請者氏名

寄附金移換申請書

下記のとおり寄附金の移し換えを申請します。

記

1. 移し換えしようとする寄附金の名称
2. 移し換え先機関名
3. 移し換え金額 円
4. 移し換える理由

令和 年 月 日

（教員等、出納命令役） 様

鹿屋体育大学長

寄附金移換 承認 通知書  
決定

令和 年 月 日付けで申請のあった寄附金の移し換えについては、下記のとおり 承認・決定 しましたので通知します。

記

1. 移し換えしようとする寄附金の名称
2. 移し換え先機関名
3. 移し換え金額 円